

令和4年度第3回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 要点記録

日 時：令和4年9月15日（木）午後2時から

場 所：c o c o b u n j i プラザ 5階 リオンホール（Aホール）

出席委員：内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・宇山絢委員・宮崎邦子委員・鹿島岳志委員・宮崎悦子委員・田口佳子委員・高野誠委員・新川保明委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・柳田真人委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・下河原保険年金課長・増井国民健康保険係長

国民健康保険係：奥秋・大坂・溝端

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご出席ありがとうございます。ただいまより第3回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めさせていただきます。今日は3回目となります。では、事務局、よろしくお願いします。

事務局 それでは、本日第3回となりますが、本日から宮崎悦子委員にご出席いただきますので、宮崎委員から自己紹介をお願いできればと思います。

宮崎（悦）委員 薬剤師会から参りました宮崎と申します。2回続けてお休みさせていただき申し訳ありませんでした。私もちょうど1年ぐらい前から国民健康保険になりまして、制度のことをちょっと知っているような、知らないようなそういう感じだったのですが、勉強させていただきながらお役に立っていければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、初めての出席なので拍手でお迎えさせていただきます。よろしくお願いします。

宮崎（悦）委員 ありがとうございます。

会長 本日の協議会に当たりまして、出席状況について事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告13人、欠席3人です（※途中出席者が1人いたため、最終的に出席14人、欠席2人）。従いまして、国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第7条の規定により、委員総数16人の2分の1の出席を頂いておりますので会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては、藤巻副会長、田口委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続いて本日ですが、もしマイクがなくても差し支えないようであればマイクを使用せずに開催したいと思っているのですが、皆さんどうでしょうか。聞こえますでしょうか。問題ないでしょうか。ありがとうございます。

会長 では、マイクなしでも皆さんの声が聞こえるように会議を進めさせていただきます。よろしくお願いします。ご質問のときには、挙手でお願いします。

それでは、次第に従って進行させていただきます。協議事項の1。今日の資料ですが、

こちらのお手持ちの資料が机上にあると思います。協議事項でございまして、「国民健康保険税の税率改定について」、協議に入る前に、事務局から今回の協議会の配付資料についてご説明をお願いいたします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。先日郵送いたしました書類をご覧いただきたいのですが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

それでは資料をご覧ください。事前配布の資料といたしまして、資料1「国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金について」、引き続き、資料3「国民健康保険税（料）率等のモデルケースによる比較」、次に、資料4「国民健康保険税率の変遷等」でございまして。

続きまして、本日机上配布いたしました資料として、資料2「令和5年度の税率改定の影響について」です。以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、これより協議に入ります。前回までの協議会の中で、市長からの諮問事項の2点について、課税限度額引き上げと税率改定が妥当ということで方向性は見えてまいりましたが、本日は妥当とする具体的な税率について協議し、その決定までを行いたいと思います。そして次回は答申書の作成に向かっていきたいと思っています。税率改定の幾つかのパターンがありますので、影響額などについて事務局からのご説明をお願いいたします。

事務局 それでは税率改定に係る影響額等のご説明の前に、改定にも影響がございますので、赤字とされる国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金についてご説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。

まず、国民健康保険制度における財政運営についてです。国民健康保険の財政は、法律の規定により特別会計を設け、一般会計とは切り離して国民健康保険特別会計の中で運営をされています。国保で必要な支出は、保険税や国庫支出金等の国保の歳入をもって賄い、財政を均衡させていくことが重要とされていますが、第1回の協議会の中でもご説明いたしましたとおり、国民健康保険は退職して加入している方が多いため、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税負担が重い」といった構造的な問題を抱えており、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金等による支援を行っている自治体が多いということが実情です。この後説明をさせていただきますが、そのような一般会計からの繰入金は、制度上、赤字と定義されます。そして、市町村は赤字解消に向けた取組を進めていくことが、国や東京都から求められているところです。

続いて、市町村が削減・解消すべき赤字の定義についてです。先ほども少し触れましたが、市町村が削減・解消すべき赤字は、国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用金の新規増加分であると定義されています。まず、法定外一般会計繰入金とは、保険税の負担軽減を図ること等を目的として、国民健康保険特別会計に繰り入れることです。もう少し分かりやすく申し上げますれば、保険税の代わりに一般会計からの繰入金で賄うことを指しています。繰上充用金とは、国民健康保険特別会計

において歳入が歳出よりも不足する場合に、翌年度の歳入から繰り上げてその年度に充てることです。なお、本市においては都道府県化後、繰上充用金を理由とした赤字は発生していません。そのため、赤字の全額が決算補填等目的の法定外一般会計繰入金により生じているものになります。

また、東京都内自治体は全国的に見ても赤字解消が進んでいないという現状があります。そのような状況の中、将来的には国や東京都から早期に標準保険料率へ近づけるよう求められることも十分に想定され、その場合には被保険者の急激な負担増となる可能性があります。

本市における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の解消に向けた取組は、平成30年度答申に基づき、3年ごとの税改定や医療費適正化、収納率向上、疾病予防等の保健事業の取組により、20年程度の時間をかけ、赤字解消に向けた取組を進めています。裏面は、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の推移と医療費の推移を表したものになります。本市の法定外一般会計繰入金は年々増えているという状況にあります。

続いて、資料2をお願いします。こちらは、税率改定を行った場合の調定額への影響を調査した資料です。前回協議いただきました中で出てきた幾つかの税率について調査を行い、調定額への影響額をまとめました。

ケース①については、平成30年度答申に基づき、3年に1度の改定により20年かけて標準保険料率にしていく1回当たりの平均改定額から算出したものになります。こちらは前回参考資料としてお出ししていたものと同じ内容になります。

ケース②は、ケース①とケース④の中間点です。

ケース③は、ケース②とケース④の中間点の税率9.1%から算出した税率です。基礎分や後期高齢者支援金分などの内訳は調整しています。

ケース④は、令和4年度26市の平均税率による影響額です。なお、ケース①とケース④については前回委員からご意見のありました税率です。

ケース②、そしてケース③については具体的な税率はございませんでしたが、他市の状況を踏まえ、前回お示ししていたケース①よりももう少し引き上げたほうがよいという意見がございましたので、それぞれの中点から概ねの税率を算定し調査したものを掲載しています。その妥当性も含め、協議いただければと思います。

続いて、資料3をお願いします。こちらは、資料2でお示したケース①からケース④の税率に均等割額を加え、3つのモデル世帯により試算したものになります。裏面は、第2回の資料3の26市のモデルケースでの試算となっていますので参考としてご覧ください。

続いて、資料4をお願いします。こちらは、直近5年度分の国民健康保険税率の変遷、令和2年度所得階層別世帯数及び加入者数、7割・5割・2割の法定軽減数、令和4年8月末時点の被保険者の内訳を示した資料です。税率をはじめ、本市の国民健康保険の状況として、協議の参考としてお示しをさせていただきました。

雑駁ではありますが、説明は以上です。

会長 事務局より資料の説明がございました。ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に当たりまして、皆さんからのご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。資料がたくさんございますけれども、1つ1つ皆さんで確認させていただきます。協議に入りたいと思います。宮崎委員、どうぞ。

宮崎（悦）委員 すみません。ちょっと基本的なことですけれども、お聞きしたいことがあります。3年ごとに見直しするというので、令和4年度はそれに準じたということなので、来年度の税率引き上げを決定するというのでよろしいでしょうか。

会長 来年のですか。

宮崎（悦）委員 はい。令和4年度は見送ったということですよ。一応3年ごとということになっているのですけれども、今年はいろいろあったからちょっと3年ごとからはずれてしまうけれども、来年度にそれを実施するというのでよろしいのでしょうか。

会長 では、その辺の話を事務局に確認させてください。

事務局 宮崎委員のおっしゃるとおり、本来ですと令和4年度、今年度が3年に1度の改定年に当たっていたところでございます。今年度の改定につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会的影響で、1年見送りを行いました。今年度は、来年度の税率の改定について、第1回、第2回の中で委員の皆様と協議していただいたところでございます。その第2回までの協議の中で、他市の状況や今後の税負担なども踏まえて税率改定を行うべきだということまでは議論いただいたところです。具体的な税率の改定について、幾らぐらいにしたほうがよいかといったところが本日の協議事項という形になっています。

会長 宮崎委員よろしいでしょうか。森田委員、お願ひします。

森田（直）委員 具体的に税率をどのくらいにするかということで、平成30年度のときに議論をした立場から申し上げます。平成30年度に今後どうしていったらいいかを議論したときに、一気に解消する、何年で解消しなければいけないということを検討したわけですよ。それで20年でしたか。長期に渡って徐々に解消していこうと、短期間では無理だということで徐々に解消していこうとケース①のとおり決めたわけです。それが1年繰延べになった理由は分かりますが、そのほかに、ケース①ではとてもではないけれども20年ではできないという具体的な理由を委員の皆様と説明していただければ助かるのですが。

会長 分かりました。では、事務局、その辺の流れというか、まだ今日皆さん全員がその辺の理解をされていないところがありますのでお願ひします。過去というか、平成30年度の話ですね。

森田（直）委員 私は被用者保険の代表ですから、医療費がどんどん上がってきている、それで高齢者の負担金がどんどん上がってきている、介護のほうもこれから上がってくるという現状は分かるのですね。今後においては、もう平成30年度のときに検討したそのスキームでは解消できないだろうというのは分かるのですけれども、皆さんにはちょっとまだ理解ができないのではないかなとも思います。

会長 では、その辺の話をお願ひしたい。

事務局 平成30年度の答申を頂いた時点では、まだ国民健康保険制度が都道府県化をされてすぐという状態でしたので、まだ他市の状況、また全国的な状況も見えない中、このような答申を頂いているという格好でございます。

そして、現在の国民健康保険を取り巻く状況、また全国的な視点でどうかというところについて、時間がある程度たちましたので、その辺りのご説明をさせていただければと思います。先ほど東京都では赤字の解消、法定外繰入金の減少というのはなかなか進んでいないという状況を申し上げましたが、全国的に見ますと、赤字とされる法定外繰入金を数字で申し上げますと、令和元年度は1,096億円。これは日本全部とご理解ください。1,096億円だったものが、令和2年度は767億円ということで、全国的に見ると、解消・減少が進んでいるということです。ただ、このうちの379億円が東京都内の自治体によって繰り入れられている。つまり、赤字とされる部分の5割程度を占めているのが東京都内の自治体という状況になります。全国的に見たときに、標準保険料率に向けた各自治体の取組、税改定等になると思うのですが、そういったところは進んでいるのかなと思われま

す。また、もう1つ全国という視点で見たときに、同一都道府県内では保険料率を統一化するという動きもあります。例えば大阪府では既に府内の保険料率水準を統一しています。また、今後も奈良県ですとか、沖縄県、和歌山県、佐賀県などでそういった統一化に向けた動きがあります。東京都においてもまだ明示はされていませんが、今後そういった広がりの中で、また、先ほど申しましたような赤字とされる繰入金の5割を東京都が占めているということも考えると、保険料率水準の統一という方向をとるという可能性も十分にあるのかなと考えられます。平成30年度よりは、既に各自治体、赤字解消、標準保険料率の改定に向けて取組を進めているのかなというところでございます。以上になります。

会長 どうもありがとうございました。森田委員、どうですか。

森田（直）委員 それに加えて、あと国のほうの骨太の方針の中でも解消するようにということで、そういう命題を受けて自治体が四苦八苦している状況ということですね。

事務局 はい。

森田（直）委員 分かりました。

会長 ほかにございませんか。今の事務局からのお話について、保険料率を統一化している大阪をはじめ、東京はまだなのですけれども、全国的には、統一化に向けて動きは始めているところがございます。東京都はまだ各自治体にお任せというか、各自治体で運営されているところが多いです。

この資料3の裏面は、26市の保険者の税率の比較なのですが、一番上のほうに国分寺市があります。現状は、医療分の所得割で4.9%。これが現状でございます。先ほど森田委員のほうから話のあった、平成30年度に決定した税改定のタイミングに今きているということです。市もコロナの影響を受けてかなり慎重に運営されてきているところはございます。そして、来年の令和5年に向けてこの税率を皆さんで協議していただいて、どの辺まで上げるのが妥当かというところまで話し合いがきています。また、この資料にある他市

の状況を見ながら皆さんと話を進めたいと思います。いろいろ今日は資料がございます。よろしいでしょうか。この辺の資料を見ていただいて、皆さんからのご意見を頂きたいと思います。また、質問事項も受けたいと思うのでよろしくお願いします。

会長 鹿島委員。

鹿島委員 今いろいろと26市の状況を見てみて、国分寺市はまだ比率的には低い状況だと思えますが、先ほどおっしゃられたように、例えば東京都で、今後税率をある程度一律にしていこうという動きがあったときに、実際に国分寺市では低い税率で、それを今度統一しようとなったときには、かなりジャンプアップした数字になってしまうこともあり得るということでしょうか。

会長 では、事務局に確認します。その辺の状況をお願いします。

事務局 先ほど委員からご紹介いただきましたとおり、骨太方針の2022年の決定につきましては、国保財政健全化の観点から、この法定外繰入等の早期解決を促すということ等が明記されています。

更に、最近の動向といたしまして、国民健康保険法の一部改正により、都道府県の国民健康保険運営方針について保険料の平準化が記載事項に位置づけられる予定でございます。施行は令和6年の4月1日ですので、その段階でいつぐらいまでに標準化する必要があるという記載は出る予定でございます。現在は、都や国のワーキンググループ等でそれについて議論されているところでございます。

併せて、先ほど国分寺市が3年に1度税率改定というお話を頂きましたが、市区町村によりましては、その骨太の方針等を受けまして毎年度税率改定を行っている市や、もしくは2年に1度行っている市等があり、平成30年度の都道府県化以降に制度の変更等がございましたので、それに向けて動き出している市もございます。

事務局 令和6年に施行される、都から示される運営方針に何年度までに平準化すると記載されれば、激変緩和措置がなければそれに合わせて上げていく必要があると考えております。そのため急激に上がることも考えられます。

鹿島委員 ということは、そういう可能性があるということであれば、今までの負担が急に翌年から増えてしまうというのはやはり被保険者としても非常に厳しい状況に置かれると思うので、やはりここは少しマイルドな形で徐々に徐々に少しずつ、上げていかななくてはいけないと思います。ある程度将来的なものを見据えて、少しずつ上げていって、将来的には都が示している標準の税率まで持っていくという形にしていかないと、今ここであまり低めにやっておくと、後になってそのツケが回ってくるのではないかなという気もするのですよね。ですので、そこら辺を勘案して、いま一度皆さんで議論されたらよろしいかなと私は個人的に思います。

会長 ありがとうございます。鹿島委員から、将来に向けてあまりにも急激に上がってしまうことを懸念されているというご意見を頂きました。

ほかにご意見ございませんか。ご質問でも構いませんので、ぜひお願いします。宮崎委

員、お願いします。

宮崎（邦）委員 私も同じような意見ですけれども、20年間、この先何回改定されるかといったら4回くらいでしょうか。そうするとかなり上げ幅が大きくなってしまわないかなと思います。そういうことを考えると、今、国会や景気の変動が激しい中で、やはり2年に1回とか、繰上げは都から指示が出るかもしれませんが、市も準備をして、上がった分にあまり負担感を感じないような上げ幅にしていくということがちょっと大事ではないかなと考えます。

会長 ありがとうございます。

宮崎（邦）委員 モデルが1と2と3の3種類あり、モデル2の42歳と38歳の世帯と、モデル3の63歳の世帯で随分上げ幅なども変わってきますので、その辺も考慮しながら税率を決めていったほうがいいのではないかなと思います。

会長 ありがとうございます。今、宮崎委員の言う資料2のケース①、ケース②、ケース③、ケース④の話を踏まえてのお話でございます。では、続きまして藤巻副会長。

副会長 ちょっと参考にお聞きします。大阪府内ではもう統一化されたということですが、例えば東京都で統一化された場合にどこでそれが決まるのか。そして、そうするとこの運営協議会で議論する必要はなくなってしまうのかどうなのでしょうか。ちょっとお教えていただきたいのですが。

会長 では、事務局お願いします。

事務局 今の副会長からのご質問は、具体的に標準化するというのであれば各市の標準保険料率というものは意味がないのではないかという主旨かと思えます。その辺りについては、こちらでも具体的にどのようなプロセスを経てそういった統一的なものを示していくのか、作っていくのかというのはまだ捉えきれておりません。東京都の中でも今後統一的な水準を作ると仮定した場合に、その中で示されるのかなと考えてございます。どのようにしたらよいのかななどを東京都のほうでまず意見を募りまして、併せて東京都のワーキンググループのほうでどのような方向にしていくべきなのかということを現在議論されているところでございます。

会長 藤巻副会長よろしいですか。今、ワーキングで審議しているところですね。東京都はまだ時間がかかりそうですね。

副会長 かかりそうですね。

会長 そういうことをお願いします。では、ほかにご質問ございますか。どうぞ、田口委員。

田口委員 今年初めて参加するため、以前の会議の中でお話合いがあったのかちょっと存じ上げないので、そこはちょっと失礼するかもしれませんが、この「20年程度をかけて」という文言なのですが、これは何か具体的にシミュレーションして出された数字なのでしょうか。

会長 では、先ほど森田委員のほうからも話がございましたけれども、事務局からその辺

の話をお願いします。

事務局 こちらにつきましては、平成30年度の協議の中で、幾つかの上げ方のパターンについてお示しをさせていただきました。20年で解消すること、15年で解消すること、10年で解消すること、また6年で解消することなどを協議頂いて、最終的に平成30年度の時点では、被保険者への急激な負担増にならないようにということで20年かけて解消していくという形になり、このような答申を頂いたという格好になってございます。

田口委員 そうしますと、先ほどの藤巻副会長のお話のように、東京都のほうで統一されるということを加味するとすれば、このモデルケースの①とか④というものになりますよね。分かりませんが、想像の域ですけれども、東京都の市町村で国分寺市が1位とか2位とか3位とか23位とかになっていますが、東京都がこれの平均を取るといってもなにしもあらずということでしょうか。そうしますと、ケース①をとるか②をとるかというときに、平均を参考に目指していくということも1つ方向であるのではないかと思います、いかがでしょうか。

会長 田口委員のお話は資料2のケース①②③④の4つの中で、東京都の平均に近いものを当てはめるのがよいのではないかという話でしょうか。

田口委員 統一された場合というか、大阪が既に統一していて、ほかの都道府県が統一していくというお話があましたので、もし東京都で統一水準が決まる場合に、急激に上がるかどうかというのは、今、25ぐらい市がありますけれども、市町村レベルでは、高かったものが低くなるという市も出てくるということですよ。

会長 その辺の話を事務局から聞かせていただけますか。

事務局 先ほども申し上げたところなのですが、東京都の中で税率が平準化されるといった場合に、どのような形で幾らぐらいになるか等、そういったところはまだ議論も進んでいない状況でございます。その中で可能性の1つとして、今、田口委員がおっしゃったように、例えば平均がこれぐらいだからこれぐらいになるだろうという考えが1つとしてあるのかなと考えます。

ただ、今ここでお出ししているものが26市でお出ししているものになりますので、東京には62の市区町村があるのです。一般的に市町村よりも特別区である23区のほうが、税率が高いとされています。その辺りを加味しますと、62市区町村にならしたときにはもう少し高くなるのかなというところが、もし平均という意味で捉えると、その可能性もあるのかなと考えます。

田口委員 恐らく今後低くなるということは考えにくいですよ。急激に高くなると思います。これは恐らく多摩地区に限った話ですよ。都内が入ってくれば、当然、税率的に低くなるということは考えにくいと思うので、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、段階を追ってということであれば、最初にシミュレーションしてあったのか分かりませんが、平均をとるとということもあるかなと思います。

会長 基本的に、先ほど事務局から示された資料1で、市町村が取り組むことは何かとい

う説明がありました。一般会計からの繰入金を少しでも減らしていくということが今回の協議で進めるところでございます。第2回の資料に23区の税率がありますけど、手持ちの資料にございますか。第2回の資料1です。委員からのご質問で、多摩地区ではなく23区の話が知りたいということなので、第2回目の資料1には、上の千代田区から最後の江戸川区までの税率が出ています。

副会長 網かけがついているところですね。

会長 この資料を見ていただくと、田口委員の質問事項に関係した23区の税率が載っていると思います。それと先ほど言った本日3回目の資料3の裏面に26市の状況が載っています。これらを踏まえて東京都はどの辺に標準化していくのかとのご質問だと思うのです。26市の多摩地区の平均に今設定してしまうと、23区との差が出てくることを田口委員は心配されていると思うのです。23区と比較するとほとんどの市の所得割の税率が随分違うということですよ。ですから、東京都はどの辺を見据えているかというところが田口委員のご質問だと思うのです。

事務局の説明では、まだ今はワーキンググループでの協議までしか進んでいません。東京都で保険料水準統一を話し合う場であるワーキンググループの中で今取り上げているところで、まだ形が見えていません。事務局から東京都がどれくらいの税率を目指しているのかということはまだお答えできない状況だと思うのです。

事務局 今、委員から意見を頂いたとおり、令和4年度第2回の資料1の税率につきまして、例えば一番左上の千代田区ですと、基礎課税分の所得割が7.30%になっています。一方、国分寺市の都から示されている標準保険料率は第2回の資料4の一番下のところになります。ここを見ていただきますと、千代田区の7.30%に対して、国分寺市は所得割率が7.09%なので、場合によってはその平均をとって低くなる場所もあるのではないかとご質問の趣旨でしょうか。

副会長 田口委員の言われるのは、1つ税率を決めるよりどころとして、この26市の平均を、将来的なことを考えたら1つの指標としていいのではないかとということですよ。

田口委員 おっしゃるとおりです。

副会長 ですから、ちょっといろいろな、特別区のこと出てきますけれども、将来東京都は特別区とこの26市と別々に保険料水準を統一してもいいのではないかと思うのです。62の自治体全部一緒ではなく。医療の面でも多少改善されましたが、格差が完全に解消されているわけではなくて、やはり特別区のほうが分厚いところもあるということもちょっと聞くので、必ずしも全部統一すべきではないのかもしれない。だから、特別区と26市を別々に統一して、二本立てでもいいのかなと個人的にはそう考えます。今これだけの格差がありますけれども、現時点で税率を決める拠り所が必要ではないかということで、将来的なことも考え、少し歩み寄ると、26市の平均を1つ参考にしたらいいいのではないのでしょうか。

田口委員 はい。

会長 森田委員，どうぞ。

森田（直）委員 今の藤巻副会長の考え方は，医療分に対してはそういうことでいいと思うのですね。ただ，後期高齢者支援分と介護分については，これは区であっても市であっても国保の世界では皆平等にするということですから，その辺はやはりちょっと歩み寄っておかないといけないかなと思います。

副会長 ちょっと違いますか。分かりました。すみません。ちょっと勉強不足で申し訳ありません。

森田（直）委員 いえいえ。

会長 それでは，皆様からいろいろなご意見を頂きました。

では，続きまして事務局から先ほど田口委員からもお話しがあったように，ケース①，ケース②，ケース③，ケース④を見て，26市の平均を上限とする中で，どの辺が妥当なのか。税率を具体的にいくりにするのかということにまで次にいきたいと思うので，よろしくをお願いします。いろいろなご意見を頂いていますから，ここで少し踏み込んだ話にしていきたいと思うので，よろしくをお願いします。

では，今日の資料2を参考にさせていただきまして，資料3と照らし合わせていきたいと思しますのでお願いします。

では，私のほうから同じ話になりますけれども，資料2のケース①。これは先ほど森田委員からもお話しがあったように，平成30年度に20年かけて改善に向けて取り組むということで答申をさせていただいた税率です。それに基づいて今税率改定のほうに話が向かっているのですが，資料2で基礎の税分が影響を受ける世帯，先ほど森田委員が言った後期高齢者，それから介護の納付ですけれども，そちらも含めた数字が出ています。ケース②だとどうなるかということ，その右側に調定の増額が出ています。世帯数はそのまま同じなのですが，調定増加が異なるケース①，ケース②，ケース③，ケース④で皆さんからのご質問を受けたいと思うのでよろしくをお願いします。

森田（直）委員 ちょっと質問，確認したいのですけれども，この7割・5割・2割の軽減をされている世帯がございますが，こちらの軽減されている部分については，法定外の繰入金の中で賄われるものになるのですか。それともそれはまた別なのですか。軽減されていない額を納める方と，軽減されている方がいらっしゃいます。その差額というのは，まとめて決算のときに，「この分は補填しましょう」という形で繰入れの中に入っているのか，それともそれは別にちゃんと公費で賄われるという仕組みになっているのかその辺をちょっと説明していただきたい。

事務局 均等割の7割・5割・2割を軽減した分に対する補填というご質問かと受け止めます。こちらについては，繰入れという形は行いますが，ここでいう法定外の，先ほどから申し上げている赤字としての繰入金ということではなくて，国や都などから拠出されて，それを繰り入れる。それを持って賄うという形になります。赤字とは別の意味での繰入れを行って，それをもって賄っていくという形になります。

森田（直）委員 はい、分かりました。

会長 では、この辺の話を、まだご意見を頂いていない方をお願いしたいと思うのでよろしいでしょうか。和地さん、お願いします。

和地委員 具体的な税率を決めるのに、この20年間で3年ごとに税率を変えていくということと、先ほど宮崎委員から4回くらいの税率改定を行うのではないかという話がありました。急激にアップしないような税率のケースが、この①②③のどの辺りに当たるのかというのが分かれば、それが具体的な税率になるのかなと思います。

会長 では、事務局、その辺の説明をお願いします。

事務局 ご質問をいま一度確認させていただければと思います。標準料率に向けて20年かけて近づけていくというところで、何回かに分けて徐々に上げていくという形で現在想定をしています。そういった状況を踏まえて特にケース①の税率をお示ししておりますが、税率改定を何回かけてやるのかという趣旨のご質問ですか。

和地委員 ではなくて、調定額が増加することによって赤字が解消されていくということですよ。

事務局 はい。

和地委員 どのケースの税率で赤字解消に近づいていくのかなということで、具体的な税率をどこにするかというわけではないです。

事務局 当時を知っているので発言をさせていただきたいと思うのですが、平成30年度の改定の当時は、国分寺市としては緩やかな解消をするという方針で、20年かけて7回の改定を繰り返すというような計画でいたるところでございます。先ほど事務局からもありますように、現時点で国の骨太方針等々、東京都の方針も含めて、全国的に見ても令和8年度で7割ぐらいのところは解消するという計画になっているという情報が出てきているところでございます。ですので、当時決めた計画と現時点での国保の置かれている状況というのが異なってきているということです。今回、当時計画していた①のパターン以外にも前回皆さんからご意見を頂きました26市の平均、それが④になりますけれども、そこまでいかないところでの中間地点ということで、事務局で案を示させていただいたところでございます。26市の平均ぐらいには今もっていかないとこの先も厳しいのではないかというご意見を頂いておりますけれども、保険料水準を統一に向けて市としても急激な負担増というのを心配することをごさいますので、その辺りも含めてご審議を頂ければと思います。

会長 和地委員よろしいですか。

和地委員 はい。

会長 続きまして、森田委員。急に振って申し訳ないですが。

森田（秀）委員 いいえ。今のご説明をお聞きして、20年かけて7回の改定を行うということですが、20年間ずっとこの、例えばケース①に基づいて、それを7回かけてずっと同じようにしていくのか、それもまた3年たったらあと6回の改定で、またこの回答に基づ

いて、8.28%からさらに上げていくということも考えられるのでしょうか。そういうふう
に考えての計算なのでしょう。

事務局 このケース①が、標準保険料率の平均的な上がり方をとっているところになりま
すので、そのことに関するご質問かと思えます。この標準保険料率というものは、実はず
っと永遠に決まっているものではなくて、毎年変わってくるものになっています。ここで
お示ししているものについては、令和4年度の本市の標準保険料率に近づけるために1回
当たり割っていった額を出している形になります。この考え方からいきますと、標準保険
料率というものは毎年状況に応じて変わってきますので、当然高くなっていけばそれに伴
って上げていくところにもなります。統一的に決まっているものではありませんので、将
来的に変わっていくものになります。

事務局 現時点でお示しできるものということで、これは26市の平均ということで進めさ
せていただいているのですけれども、26市も改定を続けております。国分寺市は、平成30
年度当初は3年間で改定するという計画だったのですけれども、市によっては毎年改定を
しているとか、2年に1回やっているとか、解消を20年ではなくて3年でやるとか6年で
やるとか、それぞれ状況に応じて議論しているところなのです。なので、例示というこ
とで見ていただければと思います。

会長 森田委員，その辺，ご理解いただけますか。

森田（秀）委員 はい。分かりました。

会長 平成30年度の話は、あくまで20年をスパンとした考えだったと思います。ところ
が、今、現状はそれが随分変わってきた。また、他市もそういう取組をされているところ
があり、2年に1回とか、毎年変わるところもあるらしいです。世の中の流れが変わって
きたということで、国分寺も皆さんとともに協議していきたいということなのです。

森田（秀）委員 この国民健康保険の税率の多摩26市の平均を見てみますと、国分寺市が
4.9%。ほかのところと比べて大分少ないですね。今まで国分寺市は大分頑張ってきた
のだなと思ったのです。府中市等はいろいろ大きな大手の会社とか、いろいろな公的な機
関だとかそういうところを抱えての財政ですから理解できるのですけれども、国分寺市は
そういう大きなところをあまり持っていない中での4.9%というのは、大分頑張ったなど
私的には理解していました。

会長 どうもありがとうございます。各自治体によって収入面も違いますからね。

森田（秀）委員 そうですね。

会長 確かに今だと国分寺市は、この表を見るとかなり下から数えたほうが早いところに
います。当然それだと、また財政もかなり厳しくなる場所がありますので、繰入金があ
また大きな負担増になると思うので、今ここまで来ているのですけれども。

続きまして、金原委員，ご意見頂きたいと思えます。

金原委員 皆さんのお話と同じようなことになるのですけれども、赤字を解消しなければ
いけないということを踏まえて、20年をかけての解消で7段階の改定で、今後うまくいく

かどうかというのが非常に懸念されるのですけれども、最初にケース①で 5.27%というのが出ていますけれども、それというのは多摩の 26 市の中で人口や構成とかを見て比較的近い市というのはあるのでしょうか。

会長 分かりました。26 市の中で類似している自治体はあるのかということです。

事務局 26 市の中で本市と近いような規模の自治体というところだと思いますが、この中で昭島市が比較的構成が似ているかなというところになります。

金原委員 もしそうだとすれば、もう少し上げてもいいような気がするのです。7段階でうまく収まるかどうか分かりませんが、もう少し上げないと間に合わない状況であれば、結局一般会計から繰り入れるというのはあまり健全ではないような気がするのですが、比較的収入の少ない家庭が多いという前提があると思うのですけれども、そこの兼ね合いがありますが、ケース①よりももう少し上げたほうがいいような気がします。これは個人的な意見です。

会長 ありがとうございます。続きまして、柳田委員、お願いいたします。

柳田委員 個人的なのですが、そもそも今こんな社会情勢、時代の中だと思うので、3年に1回というのはちょっと長いのではないのかなと、正直個人的には思うのです。やはり毎年毎年変化が起きているので。もう少し2年に1回税率の改定について検討したほうが、3年に1回でがばっと上げるというのはやはり負担する側もこんなに上がってしまうのかと思うのであれば、もう少し少しずつ上げていけるような施策をするのも手だと思いますし、正直この中でいくとケース②でいかないと当然追いつかないかなと資料を拝見させていただいて思ったことです。

会長 3年では間が空き過ぎて、2年ならそれが少しずつ近づいていくということですね。

柳田委員 そうですね。その3年に1回というのが逆に変に足を引っ張っているのではないかなと感じるのですよね。

会長 ありがとうございます。

宮崎（悦）委員 その20年で3年に1回とかは、見直しは可能ということでもいいのですか。それはここで協議して、税率とともに決めるということよろしいのでしょうか。

会長 答えていいですか。20年かけてというのは基本的に平成30年度に基づいて今きているのですけれども、ただコロナの影響でかなり状況が変わってしまったということ、そして1年間改定の審議がございましたので、今年の令和4年で皆さんに審議させていただいて、令和5年にいよいよ改定ということに進んでいる。ですから、少し例外的にきているところがあります。

宮崎（悦）委員 ですから、来年は改定するとして、さっきの3年に1度では少し長いのではないかという話もありましたけど、それが3年に1度そのまま続いていくというのと、今後見直しをして、毎年とか2年に1度ごとになると、改定をする税率の考え方が変わってくると思うのですよね。その辺りは流動的なのか、やはり3年に1度が基本なのか、その辺はどうなのですか。

会長 では、その辺の市の状況を事務局から説明をお願いします。

事務局 まずご質問として、今3年に1度を変えることが可能なのか不可能なのかということがまず1点あるかと思えます。こちらにつきましては、先ほども出てきたところになります。平成30年度の段階ではまだ周りの状況も何も見えていないような状況でした。その中で、急激な負担増を緩和するというので、3年に1度ということでした。そういった答申を頂いていたところ。そして時間も経過して、全国的に見ても赤字の解消が進む中、また、標準化というところも見据えると、急激な負担感、激変をしないように3年に1度からもう少し狭めて改定をしていくということも十分可能性としてはあると思えます。可能か不可能かという話では、決して不可能ではないという話になります。

会長 その辺はご理解いただけましたか。

宮崎（悦）委員 では、何年ごとに見直すかというのも今回のこの協議会で決めるものなのでしょうか。それによって、税率をこうしたらいいのではないかとか、そういうところも少し違って来るかなと思えます。

事務局 それも踏まえましてご協議いただきたいと考えております。また、26市の令和4年度における改定年度の状況でございますが、毎年改定を行っている市が3市、2年に1度改定を行っているところが8市、3年を超えて1度改定を行っているところが9市、いろいろな状況から不定期に改定を行っているところが3市、改定がないところが3市という状況でございますので、各市区町村につきましては、東京や国から示される情報や制度の変更につきまして各市対応しているところでございます。

会長 宮崎委員よろしいですか。それも含めて今日の協議会で検討していき、また今後のことも考えての話になると思えます。

宮崎委員 はい。

会長 では、宇山委員よろしいですか。もしご意見いただければありがたいと思えます。

宇山委員 私の世代としては正直モデル2ぐらいの感じなので、例えばたくさんご意見はおありかと思つたのですが、ケース④とかになると7万円くらい変わってきてしまうのです。子どもとかもまだ小さいし、学費とかもかかるし、物価も上昇しているしいろいろなことも含めると、ちょっと怖いというのが正直な感想です。でも、医療だし仕方がないのかなという側面もあります。

国として7%という指針があったかと思うのですが、それで打ち切りではないわけですね。どこが上限か分からないまま、ますます子どもが少なくなってくるし、高齢者は増えてくるし、いろいろな疫病とかも、まだコロナも収束されていない中、負担ばかりが増えていくのかなと思うと、少し怖さを感じるのには正直な感想ではございます。ただ、このままにしておいてはまずいなというのを感じるころではあります。すみません。こんなところではあります。

7%というのはどこから取っているのですか。それで絶対的に平成30年度の中では、赤字が解消される数字だったのでしょうか。

会長 平成30年度の答申ではどうだったのかということですね。

宇山委員 平成30年度の時点で構わないのですけれども、皆さんが7%にすればその赤字は解消されるはずのものだったのか。まずコロナが来てしまったのでそれは難しいかもしれないですけれども、平成30年度の時点ではその赤字はみんなが全国で全部7%とかにすれば、赤字の金額を解決できる税率だったのでしょうか。

会長 では、その辺のところを事務局から説明をお願いします。

事務局 標準保険料率と赤字解消の関係のお話かと思えます。この標準保険料率にした場合には、理論上は解消されるという数字になります。ただ、急激に上げると負担が大変強いというところで、段階的に解消していくというところで答申を頂いたという形になります。

宇山委員 ありがとうございます。

事務局 ただ、この標準保険料率につきましては毎年変わっていきます。なので、1回決まった数字でそこにすれば、もうそれで全ての赤字がなくなるということでは決してございません。標準保険料率も毎年動いていますので、その標準保険料率に合わせていけば赤字はなくなるという、理論上の話になります。

宇山委員 やはり標準保険料率というのは、年々下がったりはしないわけですよ。

事務局 標準保険料率の動きというところなのですが、平成30年度から見てみますと基本的には増加傾向にはあるのですが、一時的に減っているものもあります。この辺りについては医療費の水準ですとか、あとは加入者の状況とかそういったところを東京都全体で勘案して、東京都が標準保険料率を決めるものになりますので、そういった流れの中で示されるものになります。基本的に平成30年度から見ると増加はしていますが、一時的に下がったりしている年も中にはございます。

会長 宇山委員、よろしいですか。

宇山委員 下がってもその分払い続けるわけではないですか。そうですね。税率が例えば7%だったものが、その年、例えば5%で済んでも、その7%分を払い続けるわけですよ。違うのですか。決まったお金だからその分は払わないといけないということなのではないのですか。

事務局 都は標準保険料率を基に、市町村が保険料率を本市については今7.9%という数字が示されていますので、それを参考に実際の保険料の決定を行うのは市だとされていますので、標準保険料率に基づいて実際に決定をしたもので、実際の支払を行っていくものになります。前回第2回の資料中でもお示しさせていただいておりますけれども、それを参考にしながら決定していくものになります。実際には決定した税率で払っていくものという形になります。

宇山委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。続きまして、新川委員、ご意見いただければと思います。

新川委員 今まで皆さん議論いただいているとおりでと思うのですが、この協議会の主旨

としては、残念ながら平成30年度の予想と違って、その後コロナ感染症とか国の骨太の方針とかいろいろと不確定要因が出てきてしまっていますので、やはり赤字解消に向けて国分寺市としては最悪を想定しておかなければいけない時期になってきているのかなと思います。

一方で、一番多分市長さん含めて皆さんがご心配しているのは市民へのご迷惑とか負担だと思うので、それには急激な増加というのを一番避けるべきだとは思っています。今、ほかの先生からもお話があったのですが、やはり単年度というか1回の改定であまり急に上げないで、逆に毎年とか状況を見て不定期で税率を上げるようにして、なるべく市民への負担が少ないような形をとる。あと今までもされていると思いますが、懇切丁寧に市民の方に状況を理解していただくようにお努めいただいて、ご理解を得ていただければと思います。

具体的に言うと、さっきお話がありましたけれど、ケース②でモデル2の若い世代の方は10%前後の増ですけれども、最後になるとかなり上がっています。モデル3の高齢者の方は5%ぐらいの増なのですが、その辺かなり若い方の負担が大きくなるのが非常に懸念しております。ただ、赤字解消となるとある程度上げないといけないとは思っていますが、そのバランスが少し難しいという形で、皆さんの意見に従いたいと思います。

会長 ありがとうございます。では、次、高野委員、お願いしたいです。

高野委員 今までのいろいろ聞かせていただいてあれなのですが、この所得割が5.27%か、5.46%か、5.50%か、5.65%かということですけど、これだけ見て、どれにするかというのはいろいろな要素があって確かに難しいと思うのですが、今までよく話を聞かせていただいて、5.65%に関しては全体の市の平均で設定していると。5.27%に関しては平成30年度の答申の内容からパーセントが設定されているのだと思うのですが、先ほどおっしゃったとおりで、これのどの税率にするかは、何か参考にするものがないとという話になってしまうと思うのです。さっき1つ意見が出た、市の規模とか背景とかが似ているのが昭島でしたか。昭島のほうが割と国分寺のケースに近いということなので、これを1つ参考にして近づけるのが妥当な方法で、ひとつの目安になるのではないかなと思うのです。そうするとやはりこの中で言うと、ケース②の辺り。確かにちょっとモデル2のケースは少し負担が上がるとは思うのですが、全体的なバランスを考えると、ケース②というのが妥当なところになってくるのかなと私個人は考えています。

会長 ありがとうございます。皆様からのご意見をいろいろ頂きましたけれども、確かにこの資料だけで判断することは難しいところはございますが、やはり赤字解消に向けて待ったなしのところまできているというのは皆さんご承知だと思います。また、市民の方の影響度を少なくするというのも考えなければいけないというのもあります。先ほどから言いましたように、ケース①より②のほうが良いですとか、また、ケース④だとまた負担が多いのではないかなというお話がありました。

宮崎（邦）委員 すみません。ちょっとよろしいですか。

会長 はい。宮崎委員どうぞ。

宮崎（邦）委員 今4つのケースをお示しいただいて、それぞれ調定額の差異がかなり違いますけれども、ケース①からケース②で調定額が約6,300万円増えるということで、増えた分、皆さんがおっしゃられているようにきちんと保険税を納めていただく、要するに未納者を増やさないということも1つ大事なところかなと思います。あまり負担額が多くなって未納の額が増えていくと赤字も増えていくということですから、そこも1つ考慮しなければいけないところなのかなと思います。きちんと保険税を払っていただけるような額の設定というのも大事なのではないかなと私は考えます。ですから、入ってくる金額が大きくなって必然的に赤字が解消できるのかという点、それだけではないと思いますね。やはり市にきちんとお金が歳入として入ってこなければ、いつまでたっても未納者を追いかけて徴収しなければいけないということになりますので、なかなか難しくなってくるかなと、ちょっとそこも危惧するところです。

会長 ありがとうございます。その辺の懸念は、事務局どうお考えですか。

事務局 確かにその件については委員のおっしゃるとおりかなと思います。いくら課税額が上がったとしても、実際にお支払いに結びつかなければ歳入赤字の解消には結びつかないというのはご意見のとおりです。その辺りについては、収納を担当する納税課とも情報の共有を図りながら、収納率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

事務局 令和3年度の決算が終わりましたので、収納率についてご紹介させていただきたいと思います。令和3年度につきましては、現年度と言っているのですが、その年に課税した分の収納率が97.4%、令和2年度につきましては現年度分が96.7%と上昇はしております。また、コロナ禍の中、外に行かなくてもお支払いができるように、先ほど事務局で申し上げたとおり担当は納税課というところではありますが、決済のアプリですとか、楽天銀行のWEB口座申込などでお振り込みができるように利便性向上に努めております。

また、コロナの中、いろいろな方のご相談も受けられるように、納税課と保険年金課と合わせて丁寧に相談に乗っているところではございます。

会長 今、事務局から収納率の話がありました。かなり高いところまでできていますね。また、納税方法が先ほど言ったように、窓口まで行かなくても、アプリなどで納付できるということ。そういうのもやはり情報をもっと展開していったほうが良いのではないかなと思います。ありがとうございます。

森田（直）委員 今、令和3年度が97.4%。

事務局 現年度分です。

森田（直）委員 令和2年度というのは、過年度という意味ですか。

事務局 その前の年の、令和2年度に課税した人たちの令和2年度が終わった時点の徴収率でございます。

森田（直）委員 では、令和3年度における令和2年度分ということではなくて。

事務局 失礼いたしました。単年度でございます。

森田(直)委員 比較ですね。分かりました。

会長 もう1つ審議したいことがありますので、まず税率改定の基礎課税分ですけれども、資料2のこの4パターン。ケース①②③④でございます。これに沿ってというのであればすけれども、皆様のご意見をここである程度先を見越した、そして来年の令和5年度に向けた税率について、皆さんからのこの辺が良いのではないかとということをご頂ければと思いますので、ここでお諮りさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。会議も3回目に入りましたので、この辺で少し将来を見越して数字を出ささせていただければと思います。

では、先ほどお話ししていたように、ケース①、ケース②、ケース③、ケース④と、あと26市の資料を見ていただいて、どの辺であれば皆さんにご納得いただけるのかということでございます。ケース①が、自分はこれぐらいが良い、私はこれでいきたいというご意見がもしありましたらお願いいたします。

宮崎(悦)委員 毎年見直しということであれば、ケース①が良いと思うのですけれども、やはり2年に1度とか3年に1度とかであればケース②が良いと思います。

副会長 ただ、今一緒にそれを議論するのはちょっと難しいと思うのですね。

宮崎(悦)委員 そうですね。

副会長 一応、平成30年度のときに3年ごとということが基本であるので、2年ごとにするかどうかと絡めると余計また難しい。確かに分かるのですけれども。小刻みにいったらどうかということですね。だけれども、ちょっと今両方一遍に審議するのはちょっと難しいかなと解釈しますけれども、どうでしょうか。

会長 かなりこの辺が心配なところなのですよ、確かに。

宮崎(悦)委員 ケース②とって全面的にケース②ではないみたいな、そんな感じです。どっちかを選ばなければいけないとなったらケース②かなと。個人的には思います。

会長 森田委員。

森田(直)委員 この20年というこの議論をしたときには、東京都に提出しなければいけないので国分寺はどうしようかという議論でしたよね。ですから、取りあえず20年を出しておけという感じなのです、計画は。だけれども、今都のワーキンググループで議論しているとおっしゃいましたけれども、多分その辺は20年はもう許さないというような指示とかそういうのが出てくるかもしれない。だから計画は計画であって、藤巻委員が言ったように「もう20年というのは別にして」というのも分かるのですけれども、取りあえず令和5年度の税率はどうしようかということで考えて、そしてその結果、また市長のほうで令和6年度「やはりこのままでは駄目だろう」とか、状況の変化によってあれなので、20年はないものとして考えられたら良いのではないかと思います。今、長期的な計画を議論しても仕方がない話だと思います。

会長 平成30年度のときに、そういう方針を決めたのですけれども、やはり今の状況はかなりそれが難しいところに来ていまして、理想はその理想で行きたかったのですけれども、

今やはりそれができないという状況の中で議論をしております。またその改定がどんどんどんどん進んでくる場合もありますので、難しいケースに今来ていることは間違いないのです。ですから、皆さんのご意見を全員頂いたのですが。

また、先ほど言ったように納税の方の取組も必要ですし、若い人の負担も考えなければいけないですし、総合的に判断しなければいけないところはあります。そして今、事務局でこの4パターンを用意していただいて、皆さんでご審議いただくところに今来ているのですけれども。この数字で行って、将来また改定しなければいけないときがきますので、その辺のことも考えながら「国分寺市ではこのほうが」というのを皆さんと決めていきたい、完全にこれで解決というわけではなくて、あくまで令和5年度に向けての今、取組ございます。そして、では何年経ったらまた改定しなければいけないかという審議はまた別となりますので、皆さんが心配しているところもあるのですけれども、よろしく願います。

副会長 先ほどの森田委員のお話だと、20年はもうかけられないだろうという可能性は強いということですよ。という、上げていく税率は結構小刻みに高くなってしまうということになりますかね。例えば今後あと5年とか10年という、かなりの比率で税率が上がっていく可能性があることになるのです。少し考え方が二重になってしまうかもしれないのですけれども。

森田（直）委員 私の考えでは、国の借金が1,000兆円ですからね。国があまりこういうのにそんなにお金をかけられないと思いますよ。もう自分たちでやりなさいみたいなもので。

事務局 今、東京都だけではなく全体的な国民保険の被保険者の状況について、少し説明させていただきます。

先ほどご紹介いただきましたとおり、赤字とされる繰入れを行っている市区町村は計画を立てるのにという話がありましたが、「赤字削減解消計画」というものを策定する必要があります。厚生労働省のまとめでは、令和4年5月31日の時点で、1,716保険者のうち、この計画の策定を行った市区町村の割合は16%で22市区町村になります。そのうちの74%は、令和8年度までに解消する計画を現段階では立てております。国は、令和8年度までにこの赤字策定の計画を行う保険者を50とする目標を現在掲げております。そのため、国の目標もありますので、そんなに長い間をかけて赤字とされるその他繰入れを減らしていくこと自体は少し難しいかと考えられます。

会長 よろしいでしょうか。皆さんそのお話が、参考意見が出ましたけれども。

では、まずケース①、ケース②、ケース③、ケース④で、皆さんの妥当なご意見を頂ければと思います。

では、挙手でよろしいでしょうか。では、挙手でいきたいと思っております。では、皆さん全員の手を挙げていただくように、ぜひお願いします。棄権のないように、ぜひお願いします。ケース①でよければ手を挙げていただけますか。では、ケース②でよければ手を挙げ

ていただけますでしょうか。

事務局 12人の方の挙手ということでよろしいでしょうか。

会長 では、まだ挙げていない方もいらっしゃると思うので、ケース③でよければ手を挙げていただけますか。ケース④でよければ手を挙げていただけますか。

ありがとうございます。皆さん全員というか、私を入れさせていただいていいですね。では、私はケース②で参りますのでよろしくをお願いします。

では、ありがとうございます。大変な審議をしていただきました。本当に皆さんありがとうございます。感謝申し上げます。

そして、もう1つお時間いいですか。先ほどから心配されています、この改定をさせていただくのに事務局からお話がございますのでよろしいですか。

事務局 協議いただいてありがとうございます。協議の中で将来的な標準化ですとか、そういったところを見据えて急激な負担にならないようにですとか、あとはモデルケースなどから実際の負担感ですとか、あとは物価の上昇ですとかそういったところを踏まえて協議を頂いたと思っております。ありがとうございます。

それでは、ケース②ということで、合計8.83%。内訳としまして、基礎課税分5.46%、後期高齢者支援金等課税分としては1.80%、介護納付金課税分としては1.57%。ケース②ということでよろしいでしょうか。

会長 そういうことで皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。ケース②で事務局のほうで細かい数字、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分のお話がありました。よろしくをお願いします。

事務局 事務局からもう1つよろしいでしょうか。税率の改定率につきましては、ご審議いただきましてありがとうございます。それと合わせまして、附帯意見といたしまして、平成30年度の答申のときには被保険者の負担がないように長い期間を、およそ20年をかけて解消し、合わせて保険事業費について取り組むべきだということをお願いしていますが、今回の答申に合わせて附帯意見といたしまして、何か盛り込んだほうが良いですとか、例えば早期に解消する必要があるですとか、負担増の流れに配慮する必要があるですとか、例えば第2回でお話を頂きました保険税率を26市のうちの平均に近づけるようにするですとか、そういったものを盛り込んだほうが良いようなことがありましたらご意見を頂戴したいと考えております。

会長 ただいま事務局からお話がありましたように、附帯意見ですけれども、その条項をご審議ということですから。森田委員、どうぞ。

森田(直)委員 先ほどの20年という計画にこだわらずに、他市の状況も鑑みて、1年ごととか2年ごとというような言い方は協議会としてはできないと思いますけれども、適正な時期を見て改定を図るべきと。

私は被用者保険の代表ですので、国分寺の市民ではないのですね。小平市なのです。小平市を見ますと、ケース④よりも高いですね。それでもちゃんとやってきているというの

を、それでも計画を立ててやらなければいけないというところもあります。そういう状況も見てということで、他市の状況を見てということで改定を考えていく、そんな文言を入れていただければと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにございますか。宮崎委員の先ほど言ったご意見は何か心配されていることはございますか。

宮崎（悦）委員 森田委員がおっしゃったように、改定の時期を見直していくというような内容が入っていると良いと思います。

会長 それを盛り入れてほしいということですね。

副会長 決めなくていいのですか。

会長 それを具体的に何か数字で表す必要がありますか。

宮崎（悦）委員 いえ。数字とかではないのですが、適宜ということです。

会長 適宜にということですか。

宮崎（悦）委員 必要に応じてです。

副会長 難しいですね、反対に。今まで3年に1度になっているから、例えばもう少し小刻みにとさっき言われたことをやっていくかどうかということですね。

宮崎（悦）委員 そうですね。

副会長 20年が崩れたのであれば、ちょっと3年ごとというのは崩れると思うのです。そうすると、毎年はきつけれども2年ごととか、そういうことになるのかどうかということですけども。

会長 先ほど柳田委員が言われたように、3年に1度ではスパンが長すぎるのではないかと、そういうことですよ。

柳田委員 そうですね。ぼくは毎年改定しても良いと思っているのですよ。ただ、毎年見直しを図った上で上げなくても良い年もあるはずだと思うのです。そういうところもいろいろ議論の余地があると思うのです。

会長 ありがとうございます。審議はいいと思うのですけれども、数字を出されるとまた難しい。

田口委員 先ほど事務局の方から、1年ごとに改定している市が3市ですとか、そういうものの中で、数字を決めないところも3市ほどあったかと思います。そこに含めたらいかがかなと思います。

というのは、私は実は今ケース②で手を挙げましたけれども、先ほどの宮崎委員と一緒に、実はコロナで、国民健康保険というのはリタイアした方ばかりではなくて、若くても自営業ですとかフリーターですとかそういった方は本当に痛手だったのです。私の周りにたくさんそういう方がいらっしたのですけれども。そうすると、こちらの数字で表すと、私はケース②でもケース③でもと言ったら言い過ぎですけども、そういうことも考えましたが、実際に払う方が、先ほどおっしゃったように未納者が出ないようにする、もしくは支払いをする、納税をするということにおいて、生活が逼迫するようなことはや

はりあまりよろしくないかなと思うので、そこで実はケース①でもいいかな、そして来年ケース②でもいいかなという思いも少しはあったのですね。ですから、3年に1度という数字で区切らずに、皆さんおっしゃっているように、そのときそのときで情勢を見ながら、コロナというのは特別だと思いますので、その辺りも加味したらいかがでしょうかと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。大体皆さん同じような感じですかね。

では、これに当たりまして税率改定の見直しというのがまたいずれくると思うのですけれども、それが数字ではなくその状況に応じて審議いただいて、税率改定の審議をまたしていくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局、そういうことでご意見を頂きましたのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、これに当たりまして、第1回から第3回まで議論頂いた内容で答申の作成に向けていきたいと思っておりますので、皆さん市長の答申のほうへ向かって進めますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、事務局からまた連絡事項がございますのでよろしくお願いいたします。
事務局 審議ありがとうございました。第4回の日程についてお知らせいたします。第4回の日程は10月13日木曜日、午後2時より、国分寺市役所プレハブ第一会議室にて開催いたします。毎回会場が異なり大変申し訳ございませんが、本日と開催場所が異なりますのでご注意ください。第4回は、答申書の作成をお願いいたします。ご案内は以上です。

会長 ありがとうございます。本日はリオンホールだったのですけれども、10月13日開催の次回の協議会ですが、なかなか市のほうで会議室が取れないので、今回はプレハブ第一ということで皆さんよろしいでしょうか。今日のリオンホールの会場、会議室はいかがですか。皆さんいいですよ。大変気に入っていただいております。また帰りもスムーズに帰っていただければという感じです。

それでは閉会に当たる前に、藤巻委員先生が校医として学校に行っていらっしゃっていて、その辺の状況を皆さんに情報提供できればと思いますので、藤巻先生、よろしくお願いいたします。

副会長 私は一中の校医をもう30年近くやらせていただいているのですが、今日たまたま修学旅行前検診というものがありました。去年はできなかったのですね。修学旅行が今年はまた復活して、もう市内でも4校ばかり中学校は行って、一中は遅いほうなのですが、今日やって、結構みんな元気でした。1人ぐらいはちょっと陽性とかそういう感じとか、家族がどうこうというのはやはり4人ぐらいたのですが、思ったほど今、そんなに学校のほうでも流行ってはいないので、修学旅行は無事に行けることを願ってということですね。

養護の先生が心配されているのが、3連休が2回あるということと、また国葬で海外か

ら人々が結構来るということ、人の移動があるので流行らないことを願うということを盛んに言っていました。京都の修学旅行で、中学生にとっては本当に思い出になるのかなど。去年は運動会もいろいろな会も全部潰れてしまって、今の高校1年生が一番可哀想だと養護の先生は言っていたのですけれども、今年はどうにかそれができそうなので、学校も結構元気に皆やっているのだなということで、大人たちもやはり頑張っってやっっていかなければいけないのかなど、ちょっと今日刺激されて帰ってきた次第です。すみません。ちょっと余談になって申し訳ないですけれども、そういうことがありました。

会長 皆さんこういう話を聞けるのはなかなかございませんので、また次回楽しみにしていただいて。

副会長 余談なので、振られると少し困ってしまうのですが。

会長 では、藤巻副会長、最後に締めを。

副会長 今日はもういろいろな意見が出て、確かに数字だけで決めろというのは具体的に難しい面があると思うのですけれども、どうにか落としどころということでケース②となったのですけれども。

今日ちょっと発展した意見で、もう少し3年を見直して、1年ごととか2年ごと。適宜というのはちょっと難しいと思うのですが、会長に任せて適宜開いていいということであれば、そういう形で持っていくという形だと思います。もう少し短期間に見直して、先ほど意見があったように、必ずしも上げなくてもいいのだということもあるかもしれないので、その辺も見直しをしながら。

議論することは非常にいいことだと思うので、大事なことなので慎重にやはり議論して決定していく。数字1つで結構いろいろな影響を受ける方が大きいということを肝に銘じて、ちょっと今後やっっていかなければいけないと思います。

本当に今日は遅くまで、どうもありがとうございました。会長に成り代わって御礼申し上げます。

では、これで終了でよろしいですか。ありがとうございました。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

藤巻正樹

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

田口佳子

